

取引別のお手続き

【貯金】

■ 「相続手続依頼書」によりお手続きを行っていただくお取引

- ① 貯金取引（当座貯金を除く、普通貯金、定期貯金等）の解約または名義変更
- ② 通帳や証書等の紛失した場合のお手続き
- ③ 貸金庫の解約

解約手続きが必要となりますので、詳しくはお取引店舗にご連絡ください。

■ 当座貯金

当 JA 所定のお手続きが必要となりますので、詳しくはお取引店舗にご連絡ください。

【債券・投資信託】

■ 公共債、投資信託の解約（売却、買収）または名義変更

※名義変更される場合は、実際に相続財産を受取られる相続人の方（ご自分の名義に変更される相続人の方）によるお手続きが必要です。

※投資信託については、相続人の方へ名義変更後の解約となります。

【共済】

- 共済のお取引がある場合は、貯金とは別に相続手続きが必要となり、お取引内容によって手続き方法や必要な書類が異なります。
- 生命・傷害共済では、被共済者様の死亡等による共済金請求手続きが必要となる場合がありますが、死亡共済金受取人の指定がない場合や、お亡くなりになる前に通院、所定の手術を受けた場合など、お取引内容によって手続き方法が異なります。
- 詳しくはお取引店舗の共済担当者をご案内いたします。

【融資】

- お亡くなりになられた方が、お借入れ者または保証人となっていた場合は、貯金とは別に相続手続きが必要となります。

お取引の内容によって、手続き方法や必要な書類が異なりますので、詳しくはお取引店舗の融資担当者をご案内いたします。

【出資】

- 出資のお取引がある場合は、被相続人の死亡により「法定脱退」となり貯金とは別に相続手続きが必要になります。
- 相続人の方が組合員資格を引継ぐ場合は、全相続人により承認された組合員資格がある方に限り、組合員資格を引継ぐことができ、「相続による組合員加入申込書」等に相続加入者様自身の署名押印が必要となります。
- 相続人の方が組合員資格を引継がない場合は、出資金は被相続人の死亡日の属する年度の翌年度5月に開催される総代会終了後、口座振込による払戻しとなります（過年度死亡および持分の払戻を受ける相続人が平塚市・伊勢原市・大磯町・二宮町外に移住する場合を除く）。

〈出資の法定脱退とは〉

組合員たる資格の喪失、死亡または解散、除名が発生した場合は、組合員を脱退していただくことになります。

【購買・販売】

- お亡くなりになられた方の貯金口座から商品購入代金等の引落前の諸代金については、別途お支払ください。また、ご予約されている商品がありましたら、支店へご相談ください。
- 被相続人の方が直売所・市場等出荷者の場合は、出荷者解除登録が必要になります。詳しくはお取引店舗までお問い合わせください。

【その他】

- 小規模企業共済・iDeCo は、別途のお手続きが必要となりますので、お取引店舗へお問い合わせください。